

みやぎきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託 企画提案競技実施要領

令和2年8月17日
国民文化祭・障害者芸術文化祭課
記紀編さん記念事業推進室

1 業務の目的

本県は『古事記』『日本書紀』に描かれた日向神話の舞台であり、県内各地に神話ゆかりの地や伝承、神楽などが数多く残されている。中でも、神話の世界を舞で表現したとされる神楽は、地域の人々の生活と密接に関わり合いながら大切に継承され、みやぎきの「宝」の一つとなっている。

県内各地に残されている神楽を継承し、持続可能な地域づくりに生かしていく観点から、地域の継承意識の醸成や観光誘客、移住定住の促進、関係人口創出に繋げることを目的に、東京都の国立能楽堂において県内神楽団体による神楽公演を行うものである。

また、県外での神楽公演は、多くの方々に神楽の魅力を知っていただく機会でもあり、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組にも資するものである。

2 業務の名称 みやぎきの神楽国立能楽堂公演開催業務

3 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

5 委託料の上限額
2,467,300 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払 委託業務完了後の精算払いとする。

7 委託契約書 別添のとおり

8 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とし、その旨の「誓約書」を提出すること。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (6) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者

10 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

11 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (2) 質問受付締切 | 令和2年8月26日(水) |
| (3) 参加申込締切 | 令和2年8月26日(水) |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和2年9月4日(金) |
| (5) 結果通知 | 令和2年9月9日(水)頃 |
| (6) 委託契約締結予定日 | 令和2年9月11日(金)頃 |

12 企画提案競技の方法

- (1) 事前説明会の開催
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前説明会は開催しません。
- (2) 質問受付
企画提案競技に関する質問は、質問書(別紙1)をファックス及び電子メールにより令和2年8月26日(水)午後5時まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、企画提案競技参加申込者に書面(電子メール)にて連絡する。
- (3) 企画提案競技への参加申込
本企画提案競技に参加を希望する者は、令和2年8月26日(水)午後5時までに企画提案競技参加申込書(別紙2)をファックス、電子メール又は持参にて提出すること。
なお、ファックスの送付に当たっては事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
- (4) 企画提案書の提出
 - ア 各社の提案は、1者1案とする。
 - イ 提出物
 - (ア) 企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3)【原本1部、コピー4部】
 - ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。
 - ・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。
 - (イ) 会社概要(既存のもの)【1部】
 - (ウ) 見積書(様式任意)【原本1部、コピー4部】
 - ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)
 - ・経費区分、計上する経費については、業務委託仕様書「4 経費」を参照すること。
 - (エ) 企画提案競技の参加に関する誓約事項(別紙3)【1部】
- (5) 提出期限・提出先・提出方法
 - ア 提出期限 令和2年9月4日(金)午後5時まで(必着)
 - イ 提出先 宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室
 - ウ 提出方法 持参又は郵送

13 審査方法・基準

- (1) 審査方法
提出された企画提案書等をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。なお、提案者

が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。

(2) 審査基準

- ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか
- イ 企画提案内容がみやぎの神楽への関心を高める魅力的な提案であるか
- ウ 舞台レイアウト等、多くの来場者が集まる工夫がなされているか
- エ 効果的な広報の展開ができる提案であるか
- オ 新型コロナウイルス感染症対策を実施できる運営内容であるか
- カ 当該業務を遂行できる業務受託体制、業務実施計画であるか
- キ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

15 著作権

当該業務委託により作成した舞台装飾等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

16 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。
- (4) 見積額については県と選定された提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

17 書類提出及び問合せ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁附属棟2階）
担 当	宮崎県 総合政策部 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 記紀編さん記念事業推進室 松尾
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-26-7414
電子メール	kikihensan@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

送付先：宮崎県国民文化祭・障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室

FAX：0985-26-7414

E-mail: kikihensan@pref.miyazaki.lg.jp

みやざきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託
企画提案競技 質問書

会社名 (担当)	

※ 受付期限 令和2年8月26日(水)午後5時(必着)

(別紙2)

送付先：宮崎県国民文化祭・障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室

FAX：0985-26-7414

E-mail: kikihensan@pref.miyazaki.lg.jp

**みやざきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託
企画提案競技 参加申込書**

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※ 参加申込期限 令和2年8月26日(水)午後5時(必着)

(別紙 3)

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

住 所

氏 名